

給与規程

二子保育園

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人尚栄福祉会二子保育園就業規則（以下就業規則という）第31条の規程に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は給料及び手当とする。

2、手当の種類は地域手当、通勤手当、時間外手当及び残業法定休日手当、管理職手当、主任手当、住居手当、時差勤務手当、扶養手当、看護師手当、期末勤勉、処遇改善Ⅰ手当、処遇改善Ⅱ手当、出張手当、出張旅費手当、宿直手当とする。

(給料)

第3条 給料は就業規則第19条第2項に規程する勤務時間における勤務に対する報酬として支給する。

(給料表)

第4条 給料表は別に定めるところによる。

(初任給、昇給等の基準)

第5条 新たに給与表の適用を受ける職員となった者の号給は別表に定めるところにより決定する。

2、職員が一の職務から他の職務の等級に移った場合、又は一の職務から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合における号給は別の規程の定めるところにより決定する。

3、職員が現に受けている号給を受けるに至った時から12ヶ月を下らない期間を良好な成績で勤務した時は、1号給上位の号給に昇給させることができる。

昇給期は1月、4月、7月、10月とする。

4、前項の規程にかかわらず、園長は職員が良好な成績で勤務したと認め難く、他の均衡を著しく失する等の場合においては、別に定める規程により、給料表に定められた額よりも下回って別に給料額を定めることができる。

5、職員の給料月額がその属する職務の等級における給料の中の最高額である場合又は、最高額を超えている場合にはその者が同一の職務の等級にある間は昇給しない。但し、それらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けるに至った時から24ヶ月を下らない期間を良好な成績で勤務した者、勤務成績が特に良好である者等については、その

職員の属する勤務の等級における給料の中の最高額を超えて、その直近下位の号給の額との差額を、その者が現に受けている給料に加えて得た額に昇給させる事ができる。

6、全5項に規程する昇給は、予算の範囲内で行うものとする。

7、基準により格付けを行う場合、他の職員との均衡を著しく失する者については、園長が特に定める格付を行う事ができる。

(給料の支給方法)

第6条 固定されたものを除き、給料の計算期間は、毎月の21日から来月の20日までとし、その支給日は、その月の末日（この日が休日又は日曜日にあたる時は繰り上げる）とする。

園長は支給日に別段の定めをすることができる。

2、新たな職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降級等により給料月額に移動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3、職員が離職した時は、その日までの給料を支給する。

(地域手当)

第7条 職員には、当分間、給料の100分の16を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は次に挙げる職員に支給する。但し、徒歩により通勤する者とした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満である職員を除く。

1) 通勤の為、交通機関又は有料道路（以下交通機関等という）を利用して、

その運賃又は料金（以下運賃等という）を負担することを常例とする職員。

2) 通勤の為自転車、原動機付自転車又は園長が特に承認したその他の用具（以下自転車等という）を使用する事を常例とする職員（前号の規程に該当する職員を除く）。

3) 通勤手当の月額は運賃、料金、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法で算出した額とし、その額と支給方法については、園長が別に定める。

(時間外手当及び残業法定休日手当)

第9条 時間外手当及び残業法定休日手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の通勤時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

2、時間外手当（深夜時間外を含む）は、勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。

3、残業法定休日手当は、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

4、2及び3項の勤務1時間当たりの給与額は、給料、地域、主任、時差勤務、看護師、主担任手当、処遇改善I手当、処遇改善II手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(管理職手当)

第10条 園長および副園長に対して支給することが出来る。当分の間は、給料の約10分0.5から10分の3.5を上限として乗じて得た額とする。

(主任手当)

第11条 主任、副主任に対して支給する。

(住居手当)

第12条 住居手当は、当分の間、保育士・看護師に対し次の表にて支給する。

賃貸住宅で世帯主にあたる者で国の制度に沿った保育士等	上限を82,000円までの借上げ制度
賃貸住宅で世帯主にあたる者で勤続12年以内の保育士等	20,000円
賃貸住宅で世帯主にあたる者で勤続13年以上の保育士等	10,000円
その他の世帯主である者	2,000円

他の援助・補助を受けている者は、この手当は支給されない。

(時差勤務手当)

第13条 就業規則第4章、第19条、第2項の定めるところによる。AよりEの時差勤務をする職員に支給する。当分の間3,000円とする。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は扶養親族のある職員に対して支給する。

2、前項の扶養親族は、次の各号に挙げる者で生計のみちが無く主としてその職員の扶養を受けている者とする。

- 1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - 2) 満年齢22才までの子及び孫
 - 3) 60才以上の父母及び祖父母
 - 4) 満年齢22才までの弟妹
 - 5) 心身に著しい障害のある者、又なった者（終身にわたり労務に服することができない程度の者をいう。）
- 3、扶養手当の月額は、前項第1号に挙げる扶養親族は17,000円、第2号に挙げる扶養親族は2人まではそれぞれ5,800円、それ以降は4,800円、第3号から第5号までをそれぞれ11,600円とする。
- 4、次の各号に挙げる者は、扶養親族としない。
- 1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者。
 - 2) その者の所得について算定した勤労所得、資産所得、事業所得等の合計金額が年額において税法上配偶者特別控除限度額程度以上である者。
 - 3) 扶養手当の支給は、第2項に挙げる事実が生じた日に属する月の翌月（その日が月の初日である時は、その日属する月）から開始し、扶養親族としての要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日である時は、その日の属する月の前日）をもって終わる。また、2、4号に挙げる者はその子が満年齢に達してもその日を迎えた日から次の3月31日まで延長して支給することができる。

（看護師手当）

第15条 看護師職員には、当分の間、川崎市の規程範囲内で、なお且つ他職員との均衡が保てるものとする。

（期末・勤勉手当）

第16条 職員には、6月、12月、3月に期末手当、6月及び12月に勤勉手当を支給する。3月1日、6月1日、12月1日の前1ヶ月以内に死亡した職員についても同様とする。

- 2、期末・勤勉手当の額は、それぞれ支給の月（退職又は死亡した職員にあっては、退職又は死亡した日）において職員が受けるべき給料の月額およびに調整手当の合計額の別に定められた割合を乗じて得た額とする。
- 3、前2項に定めるものの外、期末、勤勉手当の支給に関し、必要な事項は別に定める。

(主担任手当)

第17条 各部屋の主となる担任職員に支給することが出来る。主となる担任として勤務する職員は、3年間は2,500円、それを経過し主となる担任として勤務する職員に対して4,000円を支給。

(処遇改善Ⅰ手当)

第18条 当面の間、9,100円を給料表に上乗せして、支給される。また地域手当、期末手当には算出より得た額を反映して支給される。

(処遇改善Ⅱ手当)

第19条 園長より命ぜられその職務に就いた者で、主任を補佐するなど園業務の中心で従事する職員（副主任）、また若手の中心となり従事する職員（リーダー）に支給する。

(国が示す予算内において支給できる)

職名	支給額	要件
副主任	10,000円から40,000円	国が示し、県が承認した研修の受講
リーダー	5,000円以上	保育士等の経験を有する者

(出張手当)

第20条 園長より命ぜられ出張した職員に支給する。内容においては、旅費規程に定める。

(出張旅費手当)

第21条 園長より命ぜられ出張した職員に支給する。旅費規程に定められた規程における交通機関を使用した実費分を支給する。

(宿直手当)

第22条 園長より命ぜられた宿直及び日直の業務についての職員に支給する。当分の間、一晩の業務に対し、5,000円を支給する。

(休職者の給与)

第23条 就業規則第9条の規程により、休職を命ぜられた職員に対する休職期間中の給与については次による。

- 1) 一般傷病により休職を命ぜられた時は、その休職期間が60日（症状により園長の許可ある時は1年）に達するまで、給与の10分の6を支給することができる。（他よりの補助がある場合は、支払われない）
- 2) 結核性疾患により休職を命ぜられた時は、休職期間が2年に達するま

で、給与の10分の6を支給することができる。(他よりの補助がある場合は、支払われない)

- 3) 刑事事件により起訴され休職を命ぜられた時は、その期間が1年に達するまで、給与の10分の6以内を支給することができる。(服務規律に抵触している者はこの限りではない)

(給与の減額)

第24条 職員は勤務しない時は、その勤務しない時につき、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない時間につき、勤務1時間あたりの給与額を減額して給料および調整手当を支給する。

(嘱託員及び臨時職員の給与)

第25条 嘱託員及び臨時職員には、他の職員との均衡を考慮し、予算の範囲内で、園長が定めるところにより支給する。

(委任規程)

第26条 この規程の施行に関し、必要な事項は園長が定める。

(附則)

- 1、この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2、この規程は、平成25年4月1日に改訂、施行する。
- 3、この規程は、平成26年4月1日に改訂、施行する。
- 4、この規程は、平成28年4月1日に改訂、施行する。
- 5、この規程は、平成29年4月1日に改訂、施行する。
- 6、この規程は、平成29年11月1日に改訂、29年4月1日より施行する。
- 7、この規程は、平成29年12月1日に改訂、29年4月1日より施行する。
- 8、この規程は、平成30年4月1日に改訂、30年4月1日より施行する。